

東京都知事 石原慎太郎 殿
世田谷区長 熊本 哲之 殿

要 望 書

平成18年5月9日

第1 要望事項

私たち「54号線の見直しを求める下北沢商業者協議会」(以下、「下北沢商業者協議会」といいます)は、東京都知事及び世田谷区長に対し、以下の事項を要望します。

- 1 5月26日に予定されている都市計画法16条に定める「下北沢駅周辺地区地区計画原案」地権者対象説明会を延期していただくこと
- 2 平成18年4月9日に下北沢フォーラムが発表した「市民の要望を反映した下北沢のまちづくり計画案」(代替案)を検討対象とし、「都市計画道路補助54号線」「区画街路10号線」及びこれらの道路建設を前提とした「下北沢駅周辺地区地区計画」の見直しについて、住民、商業者、専門家等が協議するためのラウンドテーブルを設けること
- 3 世田谷区長が下北沢商業者協議会と面談し、下北沢の街づくりについて、下北沢で店舗等を営む私たち商業者の声を区長に直接聞いていただくこと

第2 要望の理由

- 1 地元の合意がないうちに「地区計画」の16条説明会を開くのは拙速

私たち下北沢商業者協議会は、私たちが長い年月をかけて形成してきた下北沢の街の文化を破壊し、下北沢で店舗等を営む私たち商業者に多大な経済的打撃を与える「都市計画道路補助54号線」「区画街路10号線」と、道路建設を前提とし土地の集約・高層化を誘導する「下北沢駅周辺地区地区計画」の見直しを求めて活動しています。

私たちは、上記計画・事業の見直しを求める要望書を、地元510商業者の署名とともに区長および知事に提出いたしました。しかし、区は5月23日都市計画審議会にて「地区計画原案」の報告を行い、26日に都市計画法16条に定める地権者対象の説明会を開催しようとしています。地元で土地の集約と高層化に根強い反対の声があるにもかかわらず、拙速に都市計画法16条に定める説明会を開催し法定手続きを強引に踏むことは、中止すべきです。また、提出済みの上記要望書を多くの地元商業者の「地区計画」についての意見を示すものとして再度提出いたします。

- 2 代替案を踏まえ、ラウンドテーブルでじっくりと合意形成を

下北沢地区では、私たち商業者以外にも、さまざまな住民や団体が、市民の声を「都市計画道路補助54号線」「区画街路10号線」及び「下北沢駅周辺地区地区計画」に反映させるために、活発な活動を行っています。

「補助54号線」の見直しを求める市民グループ「Save the 下北沢」は、平成15年から活動を開始し、これまで東京都及び世田谷区に対し、数々の意見書、要望書及び道路計画に反対する1万人以上の署名等を提出しました。また、平成18年3月21日には、「Save the 下北沢」が主催したパレードに300人以上の一般市民が参加し、上記計画の見直しを求めました。

下北沢地区の住民有志も、平成17年2月3日、世田谷区長に対し、「説明会と市民参加の協議の場を求める要望書」及び約500人の署名を提出しました。また、下北沢地区の多くの住民及び商業者が、地区計画の骨子案及び素案を見直すことを求める意見を世田谷区に提出しています。

開かれた街づくりを求める「下北沢フォーラム」は、地元の専門家を中心に、平成16年に発足し、以降地元住民・商業者とともに定期的に勉強会を重ねてきました。また、平成17年10月から12月にかけては、下北沢地区の住民及び商業者を対象としたアンケートを行い、その結果を集約・分析して発表するとともに、同アンケート結果を東京都及び世田谷区に提出しました。アンケート結果は、回答者（地域住民および商業者）の約60%が大規模道路を不要であると考えていることを示しています。計画見直しを求める下北沢内外の声の上記のような高まりを背景に、「下北沢フォーラム」は平成18年2月から、「シャレットワークショップ」と題する代替案づくりの話し合いを地元住民・商業者とともにを行い、その結果を踏まえて平成18年4月9日、「市民の要望を反映した下北沢のまちづくり計画案」（代替案）を発表しました。「下北沢フォーラム」は下北沢の独自の文化や個性を伸ばし、歩行者中心性を守り、個店が集積する街並みの魅力をさらに高める案としてこの代替案を発表しています。この理念は、私達の上記要望書も共有するところです。

このように、下北沢地区では、多くの住民、商業者、団体が、それぞれの活動を通じて、下北沢のまちづくりに市民の意見を反映させるための活動を行っています。

これからの街づくり、都市計画においては、市民の参加が不可欠です。実際、中央区銀座地区においても、地元商業者等の意見を反映させて地区計画の見直しが決定されました。

そこで、私たちは、平成18年4月9日に「下北沢フォーラム」が発表した代替案を前提に、「都市計画道路補助54号線」「区画街路10号線」「下北沢駅周辺地区地区計画」の見直しについて、住民、商業者、専門家等が協議するためのラウンドテーブルを設けることを求めます。

3 「聞く耳を持つ区長」は行政計画の見直しを求める者の意見も聞く必要がある

私たちは、計画・事業の見直しを求める事業者の上記要望書を直接区長に届けるために、昨年末に区の担当者に連絡をとり、区長との面談の日程調整をさせていただきましたが、区の担当者からは、正式な回答をする旨の約束をしていただいたにもかかわらず、回答をいただけませんでした。

そこで、平成18年1月18日、区長に直接要望書を届けるため、約200人の支援者及びマスコミ関係者ととも世田谷区役所に行きましたが、このときも区長に会うことはできず、要望書は後日区長宛に郵送させていただきました。

1月18日に対応した担当者から、「区長は11月から2月までは年末年始で忙しいので会えないが、3月以降であれば検討する」との説明を受けたため、3月以降、「下北沢事業者協議会」の代表が、区の担当者に区長との面談の日程調整を申し入れましたが、いまだにお会いいただく日程等について明確な回答をいただいております。

下北沢は、独特の個性をはぐくんできた街であり、世田谷区にとって貴重な資産であるはずで。その下北沢の再開発計画についての地元事業者の意見を、区長は直接会って聞くべきです。区長に対し、「下北沢事業者協議会」と面談し下北沢の街づくりについて、私たち地元事業者の声を直接聞いていただくことを改めて求めます。

以上

54号線の見直しを求める下北沢事業者協議会

代表 大木雄高 (Lady Jane) 代沢5・31・14

世話人 青樹緑 (青樹) 北沢2・32・8SSビル2F

石本伸晃 (コモン法律事務所) 北沢2・9・19・201

笹川史郎 (三好野) 北沢2・24・4

平野悠 (Shelter) 北沢2・6・10仙田ビルB1

山崎千鶴子 (Mother) 代沢5・36・14

若尾依治 (りゅう) 北沢2・9・23

(連絡先) 〒155・0032

東京都世田谷区代沢2・20・12 ビグトリイ内

電話 03・3419・6261

FAX 03・3419・6848